

2024 年 3 月 18 日

横山英幸大阪市長 様

申し入れ書

団体名

野宿者ネットワーク

特定非営利活動法人バリアフリーサービスつばさ

特定非営利活動法人ジョイフルさつき

反貧困ネットワーク大阪実行委員会

釜ヶ崎キリスト教協友会

反貧困ネットワーク大阪実行委員会

わたしたちは野宿状態など、生活困窮にある人たちの生活保護申請の支援をしています。その中で生活保護申請から保護費支給まで 1 カ月近くかかるケースが西成区を中心として大阪市各区で続いています。

たとえば、Aさんは〇月 25 日に物件を契約して生活保護申請をしましたが、保護費支給されたのは翌々月 5 日でした。この間、西成区保健福祉センターを通して民生委員児童委員協議会が管理運営する「更生援護資金」の 5000 円を渡されただけです。本人がほぼ無一文だったため、支援団体が協力して食料などを援助してきました。さらに、保護費支給がいつになるかわからないため、絶えず本人と連絡を取って物資を渡さなければならず、本人、支援者にとって大きな負担となりました。

こうしたケースがたびたび続いており、Bさんは生活保護申請が〇月 2 日で生活保護決定通知書の記載日は当月 22 日、保護費支給が翌月 9 日でした。Cさんは生活保護申請が▽月 8 日、生活保護決定通知書の記載日は当月 28 日で、保護費支給が翌月 7 日でした。Dさんは生活保護申請が△月 3 日で生活保護決定通知書が届いたのが当月 31 日、そして銀行口座を持っていないことを理由に、保護費支給が翌月 14 日(手渡し)でした。この人の場合、生活保護申請から保護費支給まで実に 44 日かかっています。申請時、所持金は数百円だったので、支援者が生活を支え続けなければなりませんでした。

生活保護法第 24 条第 5 項は「保護の決定の通知は、申請のあった日から十四日以内にしなければならない」としています。この「14 日」が守られず、「特別な理由による延長」が頻発していることとなります。

さらに問題は、決定通知がされてから 2 週間あまりの間、支給されないことです。行政は国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しなければなりません。しかし、決定から支給までの間、ケースによっては無一文で食糧がないまま放置されています。支援者がいなければ餓死している状態です。決済を済ますのに、何故こんなに時間がかかっているのでしょうか。

そもそも、生活保護法第 4 条第 3 項は急迫した事由がある場合に資産と能力の調査に優先して必要な保護を行うことを定めています。大阪市の各区保健福祉センターは生活保護申請時に提出された資産申告書と収入申告書によって申請者の資産と収入の状況の概括を把握している以上、申請者が万が一にも餓死の危険に陥らないように対応する責任があります。

私たちは事態の改善を求めて西成区保健福祉センターに対し 2 回申し入れを行い、回答を得

ました。しかしながら具体的な改善策は示されませんでした。西成区保健福祉センターの担当者は大阪市と協議しながら回答を作成していると述べていたので、大阪市においても西成区保健福祉センターに対する申し入れ内容と回答内容を承知のことと思います。それに踏まえて大阪市に対し申し入れを行います。

生活保護申請者の急迫した状況の問題は私たちが関わった 4 人の方だけにとどまりません。西成区保健福祉センターは 10 月 12 日付回答(3)において「急迫した状況のある方については」と述べており少なからずおられることを認識しています。

事態が深刻化したきっかけについて私たちの認識では 2 つあると考えています。一つは、更生援護資金の貸付限度額が平成 27 年 4 月 1 日より単身世帯 2 万円から 5000 円に大幅に減額されたことです。もう一つは、2021 年 10 月以降郵便局による普通郵便の土曜日配達が中止となり配達期間が延びたことです。郵送による戸籍調査の期間、郵送による保護決定通知書送付の期間、郵送による銀行へのデータ送付の期間などが以前より数日間時間を要するようになっています。

西成区保健福祉センターの 10 月 12 日付の回答では 2022 年度の新規開始決定件数 3514 件のうち 864 件が 15 日以上かかっており(24.6%)、このうち戸籍等の調査に時間を要したものは 504 件と 6 割を占めています。さらに保護開始決定から保護費支給日までの期間は「ほぼ全件 8 日以上」と述べています。ほぼ全件が 14+8 日以上=22 日以上かかり、1 カ月かかる人も少なくないということです。尋常ではありません。事態の深刻化を踏まえ、現状に対応した具体的な改善策を作り出さねばなりません。

[1] 申し入れ事項

(1)急迫保護の実施について

(説明)

①西成区保健福祉センターは 12 月 27 日付の回答において生活保護申請中の要保護者の生活保障の責任が西成区保健福祉センターにあり、急迫した状況にある時は急迫保護を実施できると認めました。

法外での更生援護資金の貸付限度額は単身世帯の場合 5000 円であるため手持ち金がほとんどなければ 14 日+8 日以上=22 日以上の生活は不可能であり餓死のリスクにさらされます。ご本人の手持ち金などから生活できる見込みを判断し、必要に応じて資産能力調査に優先して急迫保護を実施すべきと考えています。

②大阪市は以前あいりん地域の住居のない人を対象に大阪市立更生相談所において急迫保護を実施してきたと認識しています。あいりんの日雇労働者や野宿生活者が生活に行き詰まれば今日明日の生活も困難になるという生活実態があるため即日施設での収容保護を実施してきました。施設での収容保護であれ生活保護には変わりありません。生活保護法第 4 条第 3 項を適用したと考えています。

③改めて確認したい。生活保護法は第 1 条第 3 条においてこの法律の目的として日本国憲法 25 条の理念に基づきすべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障することを明らかにし、それにふまえて第 4 条補足性の要件として資産能力の活用をうたい、第 4 条第 3 項において急迫した事由がある場合には資産能力の調査に優先して必要な保護を行うことを定めています。つまり、第 4 条第 3 項の急迫保護は健康で文化的な最低生活を保障するためにあります。

冒頭に述べた 4 人の方のケースです。4 人の方は手持ち金がなく保護費の支給がいつになるかもわからず餓死のリスクにおびえておられました。このような状態が「健康で文化的な最低限度の生活」と言えるのですか。4 人の方に対し西成区保健福祉センターの担当者が行ったことは更生援護資金 5000 円の貸し付けだけです。それだけで支給日まで生活できないことは重々承知のうえで見て見ぬふりの対応です。支援者に丸投げすればいいと考えていたのでしょうか。西成区保健福祉センターの担当者の対応は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する行政責任を自覚せず果たそうともしていません。支援者がおれば行政の責任がなくなるわけはありません。西成区保健福祉センターの新規相談の現場では「餓死しなければいい」という認識が蔓延しています。大阪市は各区保健福祉センターに対して第 4 条第 3 項をどのように解釈し運用するように指示しているのかを明らかにしてもらいたい。

生活に困窮し生活保護を申請しようとする人たちの中で支援者がついているのはほんの一部です。行政が無責任になればなるだけ、それに乗じて生活保護申請者を食い物にしようとする生活保護ビジネス業者やヤミ金融業者が暗躍します。よくご存知のことだと思います。行政が果たすべき責任をきちんと果たすことこそが問われています。

(申し入れ内容)

①冒頭に述べた 4 人の方は餓死のリスクにおびえておられました。私たちは、このような状態は健康で文化的な最低限度の生活とは決して言えないと考えています。行政は果たすべき責任を果たしていないと考えています。大阪市の考えを示してください。

②私たちは、第 4 条第 3 項は健康で文化的な最低限度の生活を保障するために急迫保護の実施を定めていると考えています。大阪市は各区保健福祉センターに対して第 4 条第 3 項をどのように解釈し運用するように指示しているのかを明らかにしてください。

(2)生活保護申請から保護費支給までの期間短縮について

(説明)

①以前は生活保護の開始決定は 14 日以内になされ、決定後 3 日程度で保護費が支給されました。大体生活保護申請者宛に保護決定通知書が届いた翌日には保護費を受けとれました。それが現状は大幅な遅れです。以前やれていたことが何故できなくなったのか、大阪市はその原因と理由をどのように考えておられますか？

②私たちは 11 月 10 日付の申し入れにおいて「初回保護費の支給は現金支給を基本とし、保護決定から保護費支給までの期間を 3 日以内にするようにしてください」と言いました。それに対する西成区保健福祉センターの 12 月 27 日付の回答において「大阪市では、保護費の支給は、事故防止等の観点から口座払いを基本としています」と述べたうえで「短縮に向け検討してまいります」述べました。事故防止のために口座払いを推奨する必要性はわかります。しかしここで何故わざわざ言うのか意味不明です。初回保護費の支給を現金支給とすることについて何か問題があるのでしょうか？健康で文化的な最低限度の生活を保障するために臨機応変に対応することは当然のことだと思います。また西成区保健福祉センターの受付には「口座払いが原則」という看板が掲げられています。口座払い原則の法令上の根拠があるのでしょうか？

③新規保護申請における戸籍等の調査は郵便で行われていると聞きます。郵便事情の悪化により以前よりも時間がかかっていると思います。行政のデジタル化が言われる中でもっと効率的

なやり方があるはずだと思います。大阪市として郵便によらない別の方法を考えて頂き国に提案してほしいと思います。

(申し入れ内容)

①以前は生活保護の開始決定は 14 日以内になされ、決定後 3 日程度で保護費が支給されましたが、現状は大幅な遅れです。以前やれていたことが何故できなくなったのか、大阪市はその原因と理由をどのように考えておられるのか明らかにしてください。

②初回保護費の支給は現金支給を基本とすべきだと考えています。何か問題があるのでしょうか？お答えください。

③「口座払いが原則」という法令上通知上の根拠があれば教えてください。生活保護手帳の何ページに書かれているのでしょうか？

④戸籍調査に関し大阪市は「行政のデジタル化」という国の方針に沿って郵便によらない別の方法を考えて頂き国に提案してほしいです。

(3)更生援護資金の貸付について

(申し入れ内容)

①西成区保健福祉センターの 10 月 12 日付の回答において更生援護資金貸付は民生委員児童委員協議会が運営しているとのことですが、更生援護資金の原資は大阪市が補助金として支出していると推測しています。そうなら補助事業の名称は何ですか？令和 5 年度予算での補助金額はいくらですか？

②更生援護資金の貸付限度額は平成 27 年度より大幅に減額されています。おそらくは大阪市の補助金額も大幅に減額されたのではないかと推測しています。平成 26 年度の補助金額はいくらでしたか？平成 27 年度の補助金額はいくらでしたか？減額されていた場合にはその理由は何ですか？

③更生援護資金の貸付限度額はどこでどのようにして決められているのですか？大阪市はどのように関与しているのですか？更生援護資金運用委員会には大阪市の担当者は参加しているのですか？

以上の点に関する回答を 4 月 1 日までに書面でしてください。回答に際しては話し合いの機会を持ってください。